

(仮称) 佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針策定
及び佐倉市教育施設長寿命化計画改定支援業務委託
～要求仕様書～

1 業務名称

(仮称) 佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針策定及び佐倉市教育施設長寿命化
計画改定支援業務委託

2 業務場所

佐倉市海隣寺町97番地

3 業務期間

契約日 ～ 令和8年3月23日(月) まで

4 本業務の背景

(仮称) 佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針策定及び佐倉市教育施設長寿命化計画改定支援業務委託(以下、「本業務」という。)に取り組む背景は以下のとおりである。

- ・急激に社会的な変化が進む中、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応して学校教育も変化していく必要があるとされている中、中央教育審議会では令和3年1月に『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』と題し、従来の日本型教育を発展させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる「令和の日本型学校教育」を構築することが重要と答申された。
- ・多様な教育・学習活動を自由に展開するためには、教育環境・学校施設にも大きな変革が求められることから、令和4年3月に文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書が示され、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンが提案された。
- ・本市の児童生徒数は、1985(昭和60)年の21,442人をピークに、2023(令和5)年では約5割の11,672人となっており、今後も減少することが見込まれている。
- ・本市は、昭和40年代から住宅団地の整備が行われ、人口増加による行政需要に合わせて学校建設が進んできたが、現在は老朽化対策が喫緊の課題であり、令和2年度に策定した「佐倉市教育施設長寿命化計画」では、すべての学校施設を同等規模で整備することは財政制約上、困難と試算している。

5 本業務の目的

「4 本業務の背景」を踏まえ、本業務における（仮称）佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針（以下、「基本方針」という。）の策定は、別表1に掲げる学校を対象として、社会情勢や生活環境などが激しく変化し、複雑で予測困難な社会を生きる子どもたちが「輝く」人生を切り拓くことができるよう、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成するための望ましい学校のあり方に係る基本的な考え方を示すことを目的とする。

また、佐倉市教育施設長寿命化計画（以下、「個別施設計画」という。）の改定は、別表2に掲げる教育施設を対象として、教育施設の安全性を最優先に、機能性を確保することで、良好な施設環境を維持・形成していくため、学校施設においては基本方針を踏まえ、施設の更新・改修等について複数案シミュレーションを行い、今後必要となる中長期的なコスト等の把握やロードマップを作成することとする。

なお、令和8年度以降に、基本方針及び個別施設計画について地域の方々との意見交換会を実施する予定としているため、図やイラスト等を活用し、説得力があり、分かりやすい資料作成に努めるものとする。

6 対象施設

基本方針策定に関すること：別表1のとおり

個別施設計画に関すること：別表2のとおり

7 業務内容

本業務においては、以下のような業務内容を想定しているが、業務目的の達成に資すると判断された場合には、受注者の企画提案により変更することがある。

また、受注者は、本業務の完了に向けた作業スケジュールをあらかじめ立案し、発注者と協議した上で業務を行うこと。

【共通業務】

（1）学校規模や配置等に関する現状把握、課題の整理

市内の小中学校の配置状況及び校地・建物の状況、各校の児童生徒数・学級数、学校区ごとの人口動向・通学環境等の把握を行い、現状と課題を整理してまとめる。

（2）地区別、学校別の児童生徒数及び学級数の推計

通学区域の児童生徒数の変動要因（自然増減、社会増減、私立学校進学者数等）を調査分析し、その結果に基づく概ね40年間における学校別、地域別の児童・生徒数及び学級数の推計を行う。また、今後の状況変化に応じて、発注者側で容易に再計算できるよう、試算用のExcelシートを作成・提供するものとする。

【主に基本方針に関する業務】

(3) 今後の学校のあり方に関する意識調査

基本方針の目的を実現するために必要な事項について、保護者や教職員等の考えやニーズを把握するため、下記の実施概要のとおりアンケート調査を実施することを想定しているが、詳細は、受注者と協議のうえ、決定する。受注者は、アンケート票作成支援や回答結果の集計・分析、それらを取りまとめた報告書の作成を行うこととする。

<アンケート調査実施概要（想定）>

① 配布対象者及び対象者数

ア 児童生徒	約 11,700 人
イ 児童生徒の保護者（家庭数）	約 9,600 人
ウ 教職員	約 1,000 人
エ 市民（15歳以上）	約 153,000 人

※上記対象者数は全体数を示したものであり、実際の配布数は提案を踏まえて決定する。

※対象者数は令和6年1月末現在の数値

② 調査票の配布及び回収方法

調査票の印刷、配布に係る対象者の抽出及び宛名ラベルの作成、封入作業、発送・返信に係る郵送料金は発注者が負担する。

書面回答の場合は発注者に送付されるようにし、スキャンしたものを受注者に提供する。

オンラインでの回答の場合は、受注者にて回収する。

③ 回答方法

書面又はオンラインによる回答とする

④ 設問数

10～20問程度（回答者の負担等を考慮すること）

⑤ 回収率

ア、イ、ウは70%、エは30%程度と想定

(4) 教育課題の抽出、整理

学校運営や学習環境など、学校現場で生じている問題点を抽出、整理する。抽出する問題点等については、全国的な事柄のみならず、前項で行う意識調査や学校ヒアリング等を通じて、市内小中学校における特有の問題についても把握すること。

(5) これからの教育環境を考えていく上で必要となる対応策、手法などの整理、比較検討

国の報告書や学習指導要領等で示される学校教育の方向性や先進事例等を参考に、本市における子どもたちの資質・能力の育成に効果的、取りうるべきと思われる施策等を整理する。なお、先進事例については、必要に応じ、当該自治体等へのヒアリング・現地調査等を行い、詳細を把握できる資料を提出するものとし、具体的な調査対象は協議の上、決定する。

(6) これからの学校のあり方に係る基準等の検討、設定

これまでの情報整理や調査・分析などを踏まえ、目的を達成するための「これからの学校のあり方」を実現するうえで必要となる佐倉市における基準（望ましい学級規模、学級人数、学校配置や配置上の検討単位、検討単位ごとの当面の対応策など）を検討し、設定する。

(7) (仮称) 佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針策定懇話会の運営支援

学識経験者、学校関係者及び公募市民で組織する懇話会を設置する予定である。委員数は6名程度で組織し、別表3のと通りの開催を想定しているが、提案を踏まえて決定する。受注者は懇話会の会議資料及び議事録（全文筆記）の作成、懇話会運営の助言・提案、提言書（案）の作成支援を行う。なお、委員への報償費の支払いや会場設営等の運営補助は含まれないものとする。

(8) 基本方針案の作成支援

提言書（案）を基に、これまでの検討内容等を網羅的に記載し、基本方針案を作成する。

【主に個別施設計画に関する業務】

(9) 教育施設の維持管理コスト等の把握

教育施設のこれまでの施設整備費や、経常的に必要となる光熱水費、維持修繕費等の維持管理コストの整理を行う。併せて、教育施設の利用状況等についても整理を行うものとする。

なお、教育施設の劣化状況調査は発注者にて実施するものとし、対象となる棟は別表4のとおりとする。

(10) 改修等の整備水準

これからの時代に必要となる機能や設備等を踏まえた施設の整備水準を設定する。

(11) 維持・更新コストの将来見通しの算出と適正化に向けたシミュレーション

現在策定作業中の「(仮称) 佐倉市公共施設再配置方針」で実施する維持・更新コストの算出手法や算出条件（単価、改修周期、目標使用年数等）を基に、対象施設の維持・更新コストの将来見通しを把握する。上記の算定においては、持続可能な学校施設のあり方について、基本方針を前提として、これまで整理してきた基礎情報等を基に、学校規模・配置の適正化や社会教育施設等との複合化・共用化についてのシミュレーションを複数案提示するものとする。

(12) 改修時期等のロードマップ作成

シミュレーションを通して検討が必要な事項（課題、基礎情報の整理、施設の立地条件など）を整理し優先順位付けを行ったうえで、改修事業等の実施時期をロードマップとして取りまとめ、ロードマップに沿った維持・更新コストを算定する。

(13) 計画書（改訂版）（案）の作成

これまでの検討内容等を網羅的に記載したうえで、計画書（案）を作成する。なお、計画書の構成等は「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（H29.3 文部科学省）、「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（R5.3 文部科学省）などを参考とする。

8 関連計画等

本業務の検討にあたっては、以下に掲げる本市の計画等を踏まえた内容とする。なお、業務期間中に計画変更や関連する新たな計画等が策定される場合には、それらの内容と整合を図りながら業務を進めるものとする。

- ・ 佐倉市第5次総合計画（中期基本計画）
- ・ 第3次佐倉教育ビジョン（中期推進計画）
- ・ 佐倉市教育大綱
- ・ 佐倉市公共施設等総合管理計画
- ・ 佐倉市教育施設長寿命化計画
- ・ その他、関連する計画及び方針等

9 業務実施条件等

(1) 実施体制

受注者は、本業務の実施にあたり、下記の条件を満たす直接かつ恒常的な雇用関係がある者を管理技術者、担当技術者（以下、「技術者等」という。）に選任すること。なお、技術者等の変更は認められないが、病休、死亡、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、発注者の承諾を得たうえで、同等以上の技術者と変更することができる。

① 管理技術者

- ・ 管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者をいい、受注者は1名選任するものとする。
- ・ 管理技術者は、調査職員が指示する、関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

② 担当技術者

- ・ 管理技術者のもとで業務を担当する者をいい、受注者は本業務の適切な遂行のため必要な人数を配置するものとし、3名以上を選任するものとする。

(2) 業務計画書

受注者は、提案書を踏まえ、発注者と協議のうえ、以下の項目を記載した業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

① 業務実施方針

- ② 業務体制計画（技術者等の体制、緊急時の連絡体制含む）
- ③ 打合せ計画
- ④ 業務工程表
- ⑤ その他、必要な事項

（3）業務報告

本業務を適正かつ円滑に実施するため、調査職員と連絡を密にしながら作業を進めるとともに、打合せ後は打合せ議事録を作成して、相互に確認する。また、各月の業務内容や進捗状況等を報告するものとする。

（4）資料の貸与

業務遂行上、必要な資料の収集は、原則として受託者が行う。ただし、佐倉市は必要に応じて所有する資料を受注者に貸与する。なお、受注者は、これを適正に管理するとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

（5）情報管理

受注者が本業務で取扱う情報については、発注者より貸与されたいかなる資料及び情報も適正に管理し、貸与された資料について、破損、紛失、盗難等の事故の無いように慎重に取り扱うものとする。

（6）秘密の保持

受注者は、別記1「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（7）成果品等

① 業務提出書類

- ・業務着手時：業務着手届、業務計画書（技術者等選任通知書及び雇用状況を証する書類（保険証等の写し）、業務委託（協力企業・事務所）承諾願
- ・業務中適宜：委託業務（履行）報告書、打合せ議事録、懇話会議事録、各種報告書
- ・業務完了時：成果品（下記参照）、業務完了届、引渡書類一覧表、請求書
- ・その他：その他資料及び同電子データ

② 成果品

【令和6年度】

- ・児童生徒数推計報告書 一式
- ・意識調査報告書 一式
- ・基本方針（中間案） 一式

【令和7年度】

- ・業務報告書（A4版、カラー、ドッジファイル） 1部
- ・基本方針（A4版、カラー、無線綴じ製本、30ページ程度） 30部
- ・個別施設計画【改定版】（A4版、カラー、無線綴じ製本、60ページ程度） 30部
- ・基本方針及び個別施設計画（概要版）（A3版、カラー、概ね2ページ） 各1部

※電子データ：CD-R等1部（上記のデータ及びその関連資料一式）

※それぞれをPDF及び加工可能なデータ形式（Word、Excel、Shape等）で作成すること。

※基本方針は令和7年10月下旬頃、個別施設計画は令和8年3月中旬頃確定を想定。

※提出物の構成等については、協議のうえ決定するものとする。

③ 成果品等の帰属

本業務における成果については佐倉市に帰属するものであり、発注者の承認を得ずに複製し、又は他に公表してはならないものとする。

④ 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務終了後においても、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに発注者の指示に基づき、成果品の訂正を実施しなければならない。なお、これらに要する費用は全て受注者の負担とする。

⑤ 引渡し前の成果品等の使用

発注者は、受注者の承諾を得たうえで、業務期間中であっても成果品等の一部又は全部を使用することができるものとする。

⑥ 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入先は、佐倉市教育委員会教育部教育総務課とする。

（8）疑義

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項で、本業務の遂行上必要と認められるものについては、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

（9）本要求仕様書の取扱い

本仕様書は、業務遂行にあたって想定される最低限の必要事項を掲載している。公募型プロポーザルの実施により、目的の達成に向けて優れた提案があった場合は、契約協議を踏まえ、その内容を追加又は変更し、契約仕様書とする場合がある。

別表1 学校別学年別児童生徒数と学級数

(令和5年5月1日時点、左欄は児童生徒数、右欄は学級数)

小学校	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特支		合計	
佐倉小学校	73	3	89	3	90	3	85	3	102	3	93	3	20	4	552	22
内郷小学校	21	1	20	1	28	1	29	1	27	1	24	1	13	2	162	8
志津小学校	47	2	56	2	60	2	59	2	64	2	60	2	16	3	362	15
上志津小学校	54	2	44	2	52	2	50	2	59	2	64	2	32	5	355	17
白井小学校	23	1	38	2	38	2	56	2	40	2	49	2	20	4	264	15
印南小学校	32	1	26	1	19	1	31	1	27	1	32	1	12	2	179	8
根郷小学校	60	2	63	2	80	3	82	3	78	3	71	2	20	4	454	19
和田小学校	3	1	7	1	5	0.5	3	0.5	5	1	8	1	5	2	36	7
弥富小学校	4	1	3	0.5	10	0.5	12	1	8	1	8	1	4	2	49	7
千代田小学校	38	2	33	1	62	2	51	2	49	2	51	2	14	3	298	14
下志津小学校	38	2	37	2	41	2	41	2	39	2	33	1	17	3	246	14
井野小学校	102	3	105	3	110	4	131	4	145	4	125	4	26	5	744	27
南志津小学校	44	2	45	2	50	2	51	2	54	2	57	2	16	3	317	15
佐倉東小学校	29	1	30	1	32	1	43	2	26	1	40	2	13	3	213	11
西志津小学校	107	4	119	4	112	4	128	4	119	4	126	4	26	4	737	28
小竹小学校	42	2	60	2	66	2	39	2	56	2	59	2	17	3	339	15
間野台小学校	54	2	90	3	77	3	65	2	71	2	70	2	35	6	462	20
王子台小学校	46	2	54	2	39	2	51	2	48	2	43	2	21	3	302	15
青菅小学校	78	3	77	3	88	3	99	3	93	3	84	3	24	4	543	22
寺崎小学校	72	3	92	3	71	3	77	3	58	2	58	2	38	7	466	23
山王小学校	19	1	18	1	27	1	21	1	25	1	18	1	8	2	136	8
染井野小学校	32	1	31	1	36	2	50	2	37	2	43	2	4	2	233	12
白銀小学校	26	1	27	1	26	1	28	1	39	2	32	1	22	4	200	11
中学校	1学年		2学年		3学年								特支		合計	
佐倉中学校	126	4	155	5	187	5							18	3	486	17
志津中学校	237	7	222	6	216	6							34	5	709	24
上志津中学校	83	3	106	3	96	3							17	3	302	12
南部中学校	53	2	61	2	49	2							4	2	167	8
白井中学校	90	3	115	4	113	3							11	2	329	12
井野中学校	160	5	158	5	159	5							8	2	485	17
佐倉東中学校	73	3	88	3	81	3							8	2	250	11
白井西中学校	81	3	88	3	91	3							12	2	272	11
西志津中学校	150	5	156	5	153	5							10	2	469	17
白井南中学校	112	4	113	3	94	3							8	2	327	12
根郷中学校	83	3	59	2	74	2							11	2	227	9

別表2 個別施設計画対象施設

○ 小学校

令和5年5月1日時点

No	名称	住所	建築年度		築年数	延床面積	備考
			西暦	和暦			
1	佐倉小学校	新町78-4	1971	S46	52	7,782	※
2	内郷小学校	岩名870	1978	S53	45	3,962	※
3	志津小学校	上座1156-2	1966	S41	57	4,958	※
4	上志津小学校	上志津1752	1969	S44	54	4,969	
5	白井小学校	白井田2395	1975	S50	48	5,485	
6	印南小学校	印南223-1	1975	S50	48	4,794	※
7	根郷小学校	城454	1976	S51	47	7,064	※
8	和田小学校	直弥59-1	1967	S42	56	2,810	
9	弥富小学校	岩富町145	1982	S57	41	3,015	
10	千代田小学校	吉見553	1977	S52	46	4,946	※
11	下志津小学校	中志津4-26-10	1966	S41	57	4,376	※
12	井野小学校	西ユーカリが丘3-1-6	1970	S45	53	5,546	
13	南志津小学校	下志津原164-2	1974	S49	49	5,681	※
14	佐倉東小学校	将門町7	1975	S50	48	6,093	※
15	西志津小学校	西志津7-2-1	1977	S52	46	7,189	
16	小竹小学校	ユーカリが丘5-5-1	1980	S55	43	6,413	※
17	間野台小学校	王子台2-18	1980	S55	43	9,489	
18	王子台小学校	王子台5-19	1983	S58	40	6,131	※
19	青菅小学校	宮ノ台1-17-1	1985	S60	38	6,170	※
20	寺崎小学校	大崎台4-4-1	1986	S61	37	6,252	※
21	山王小学校	山王1-44	1988	S63	35	6,951	※
22	染井野小学校	染井野1-19	1998	H10	25	6,394	※
23	白銀小学校	白銀1-4	2003	H15	20	5,118	※
小学校合計延べ床面積						131,588	

○ 中学校

No	名称	住所	建築年度		築年数	延床面積	備考
			西暦	和暦			
1	佐倉中学校	城内町117-10	1994	H6	29	9,241	
2	志津中学校	井野1376	1962	S37	61	8,273	
3	上志津中学校	上志津866	1972	S47	51	6,694	
4	南部中学校	神門432-1	1981	S56	42	6,470	
5	白井中学校	白井1530	1976	S51	47	7,844	
6	井野中学校	宮ノ台3-9-1	1981	S56	42	7,921	
7	佐倉東中学校	高岡423-1	1986	S61	37	8,115	
8	白井西中学校	白井台1588	1987	S62	36	8,058	
9	西志津中学校	西志津4-18-1	1987	S62	36	7,674	
10	白井南中学校	染井野4-1	1994	H6	29	8,611	
11	根郷中学校	山王2-37-1	1996	H8	27	8,289	
中学校合計延べ床面積						87,190	

○ 幼稚園

No	名称	住所	建築年度		築年数	延べ床面積	備考
			西暦	和暦			
1	佐倉幼稚園	鐙木町934	1990	H2	33	1,489	
幼稚園合計延べ床面積						1,489	
学校施設合計延べ床面積						220,267	

○ 社会教育施設等

No	名称	住所	建築年度		築年数	延床面積	備考
			西暦	和暦			
1	中央公民館	鎬木町198-3	1976	S51	47	2,972	
2	和田公民館	直弥59-1	1975	S50	48	565	※
3	弥富公民館	岩富町151	2009	H21	14	1,123	※
4	根郷公民館	城343-5	1993	H5	30	1,748	※
5	志津公民館	上志津1672-7	2015	H27	8	3,276	※
6	臼井公民館	王子台1-16	1984	S59	39	1,106	※
7	佐倉図書館	新町40-1	2022	R4	1	3,761	※
8	佐倉南図書館	山王2-37-13	1999	H11	24	1,900	
9	将門同和対策集会所	将門町71	1981	S56	42	166	
社会教育施設合計延べ床面積						16,615	
本計画対象延べ床面積						235,393	

別表3 懇話会開催予定表（想定）

回	日程	議事
1	令和6年 8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市の学校教育の現状 ・今後の進め方 ・アンケート調査票（素案）の確認について
2	令和6年 10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の将来見通しについて ・アンケート調査票（案）の確認について ・教育課題の抽出、整理状況について
3	令和6年 12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果について ・教育課題の抽出、整理について ・課題に対する対応策、手法等について
4	令和7年 2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課題の抽出、整理について ・課題に対する対応策、手法等について ・これからの学校のあり方に係る基準等について
5	令和7年 3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針（中間案）について
6	令和7年 5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針（骨子案）について
7	令和7年 7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針（素案）について
8	令和7年 10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書の提出

別表4 建物情報一覧表 (※2024.4.1時点)

【学校施設】

施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
			中 分 類	棟 区 分 の 用 途				西 暦	和 暦	
佐倉小学校	校舎1	13	小学校	校舎	RC	3	1,576	1971	S46	53
佐倉小学校	校舎2	14-1	小学校	校舎	RC	4	1,436	1972	S47	52
佐倉小学校	校舎3	15-1	小学校	校舎	RC	4	1,551	1973	S48	51
佐倉小学校	学童保育所	15-2,3	小学校	校舎	RC	1	189	1973	S48	51
佐倉小学校	給食室1	14-2,3	小学校	給食室	RC	1	73	1972	S47	52
佐倉小学校	給食室2	15-4,5,18	小学校	給食室	RC	1	249	1973	S48	51
佐倉小学校	校舎4	21	小学校	校舎	RC	4	1,517	1979	S54	45
佐倉小学校	体育館	22	小学校	体育館	RC	2	1,191	1979	S54	45
内郷小学校	校舎1	10	小学校	校舎	RC	3	1,602	1978	S53	46
内郷小学校	体育館	12	小学校	体育館	RC	2	740	1978	S53	46
内郷小学校	校舎2	16-1	小学校	校舎	RC	3	784	1982	S57	42
内郷小学校	給食室	16-2	小学校	給食室	RC	1	150	1982	S57	42
内郷小学校	校舎3	16-3	小学校	校舎	RC	3	558	1987	S62	37
内郷小学校	学童保育所	16-4	小学校	校舎	RC	1	64	1982	S57	42
内郷小学校	学童保育所	16-5	小学校	校舎	RC	1	64	1987	S62	37
志津小学校	校舎1	1-1	小学校	校舎	RC	2	1,112	1966	S41	58
志津小学校	校舎2	1-2	小学校	校舎	RC	3	1,331	1974	S49	50
志津小学校	校舎3	10	小学校	校舎	RC	3	850	1979	S54	45
志津小学校	校舎(配膳室)	15-1	小学校	校舎	RC	2	69	1995	H7	29
志津小学校	給食室	15-2	小学校	給食室	RC	2	287	1995	H7	29
志津小学校	体育館	16-1,2,3	小学校	体育館	RC	2	1,175	1998	H10	26
志津小学校	学童保育所	16-4	小学校	体育館	RC	2	134	1998	H10	26
上志津小学校	校舎1	1	小学校	校舎	RC	3	980	1969	S44	55
上志津小学校	校舎2	12-1	小学校	校舎	RC	4	1,776	1973	S48	51
上志津小学校	校舎3	12-2	小学校	校舎	RC	3	38	1989	H元	35
上志津小学校	校舎(配膳室)	12-3	小学校	校舎	RC	4	71	1994	H6	30
上志津小学校	体育館	13	小学校	体育館	RC	2	748	1975	S50	49
上志津小学校	給食室	15	小学校	給食室	RC	1	211	1982	S57	42
上志津小学校	校舎4	19	小学校	校舎	RC	2	1,145	1989	H元	35
白井小学校	校舎1	10-1	小学校	校舎	RC	3	1,008	1975	S50	49
白井小学校	校舎3	12-1,2	小学校	校舎	RC	3	506	1978	S53	46
白井小学校	給食室	18	小学校	給食室	RC	1	326	1994	H6	30
白井小学校	校舎5	19-1,2	小学校	校舎	RC	3	1,943	2002	H14	22
白井小学校	校舎6	20	小学校	校舎	RC	3	344	2002	H14	22
白井小学校	体育館	23-1,2	小学校	体育館	RC	2	1,028	2011	H23	13
白井小学校	校舎7	25-1.10-3	小学校	校舎	RC	2	288	2011	H23	13
白井小学校	体育館	25-2	小学校	体育館	RC	1	42	2011	H23	13

施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
			中 分 類	棟 区 分 用途				西 暦	和 暦	
印南小学校	校舎1	1	小学校	校舎	RC	3	1,253	1975	S50	49
印南小学校	体育館	7	小学校	体育館	RC	2	749	1977	S52	47
印南小学校	校舎2	10-1	小学校	校舎	RC	3	899	1980	S55	44
印南小学校	学童保育所	10-2	小学校	校舎	RC	1	174	1980	S55	44
印南小学校	校舎3	13	小学校	校舎	RC	3	1,516	1990	H2	34
印南小学校	給食室1	2	小学校	給食室	RC	1	100	1975	S50	49
印南小学校	給食室2	14	小学校	給食室	RC	1	103	1995	H7	29
根郷小学校	校舎1	13-1	小学校	校舎	RC	2	1,234	1976	S51	48
根郷小学校	学童保育所	13-2,3	小学校	校舎	RC	1	151	1976	S51	48
根郷小学校	校舎2	17	小学校	校舎	RC	3	1,308	1978	S53	46
根郷小学校	校舎3	25-1	小学校	校舎	RC	3	1,858	1995	H7	29
根郷小学校	給食室	25-2	小学校	給食室	RC	1	320	1995	H7	29
根郷小学校	体育館	26	小学校	体育館	RC	1	1,232	1997	H9	27
根郷小学校	校舎4	27	小学校	校舎	RC	3	961	2014	H26	10
和田小学校	校舎1	1-1	小学校	校舎	RC	2	1,091	1967	S42	57
和田小学校	校舎2	1-2,4	小学校	校舎	RC	3	831	1986	S61	38
和田小学校	給食室	1-3	小学校	給食室	RC	1	162	1986	S61	38
和田小学校	体育館	10	小学校	体育館	RC	2	726	1977	S52	47
弥富小学校	校舎1	11-1,3	小学校	校舎	RC	2	2,096	1982	S57	42
弥富小学校	給食室	11-2	小学校	給食室	RC	1	168	1982	S57	42
弥富小学校	体育館	16	小学校	体育館	RC	2	751	1983	S58	41
千代田小学校	体育館	8	小学校	体育館	RC	2	749	1977	S52	47
千代田小学校	校舎1	11-1	小学校	校舎	RC	3	1,251	1979	S54	45
千代田小学校	校舎2	11-2,4	小学校	校舎	RC	3	1,529	1985	S60	39
千代田小学校	給食室	11-3	小学校	給食室	RC	1	255	1985	S60	39
千代田小学校	校舎3	15-1	小学校	校舎	S	2	368	1993	H5	31
千代田小学校	学童保育所	15-2	小学校	校舎	S	1	135	1993	H5	31
千代田小学校	校舎4	16	小学校	校舎	S	2	659	1995	H7	29
下志津小学校	校舎1	1-1	小学校	校舎	RC	1	200	1966	S41	58
下志津小学校	学童保育所	1-2	小学校	校舎	RC	1	200	1966	S41	58
下志津小学校	体育館	6	小学校	体育館	S	1	704	1971	S46	53
下志津小学校	校舎2	7	小学校	校舎	RC	3	1,262	1971	S46	53
下志津小学校	給食室	14	小学校	給食室	RC	1	247	1990	H2	34
下志津小学校	校舎3	22.23	小学校	校舎	RC	2	1,763	2015	H27	9
井野小学校	校舎1	1	小学校	校舎	RC	3	2,384	1970	S45	54
井野小学校	校舎2	5	小学校	校舎	RC	3	1,214	1974	S49	50
井野小学校	体育館	6	小学校	体育館	RC	2	749	1976	S51	48
井野小学校	校舎3	7	小学校	校舎	RC	3	762	1977	S52	47
井野小学校	給食室	14	小学校	給食室	RC	1	437	1997	H9	27

施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
			中 分 類	棟 区 分 の 用 途				西 暦	和 暦	
南志津小学校	校舎1	2-1	小学校	校舎	RC	4	2,593	1974	S49	50
南志津小学校	学童保育所	2-2	小学校	校舎	RC	1	128	1974	S49	50
南志津小学校	校舎2	6	小学校	校舎	RC	4	1,632	1976	S51	48
南志津小学校	給食室	15	小学校	給食室	RC	1	287	2002	H14	22
南志津小学校	体育館	16	小学校	体育館	RC	1	1,041	2005	H17	19
佐倉東小学校	校舎1	1-1,2,3	小学校	校舎	RC	3	4,094	1975	S50	49
佐倉東小学校	給食室	1-4,5	小学校	給食室	RC	1	243	1975	S50	49
佐倉東小学校	教育センター	1-6,7	小学校	校舎	RC	1	217	1975	S50	49
佐倉東小学校	体育館	4	小学校	体育館	RC	2	760	1976	S51	48
佐倉東小学校	校舎2	6-1	小学校	校舎	RC	3	397	1978	S53	46
佐倉東小学校	教育センター	6-2	小学校	校舎	RC	1	260	1978	S53	46
佐倉東小学校	学童保育所	6-3	小学校	校舎	RC	2	122	1978	S53	46
西志津小学校	校舎1	1-1,2	小学校	校舎	RC	4	3,992	1977	S52	47
西志津小学校	給食室1	4-1,2	小学校	給食室	RC	1	234	1977	S52	47
西志津小学校	給食室2	4-3	小学校	給食室	RC	1	216	2003	H15	21
西志津小学校	校舎2	7	小学校	校舎	RC	4	758	1979	S54	45
西志津小学校	校舎3	12	小学校	校舎	RC	3	794	2000	H12	24
西志津小学校	体育館	15	小学校	体育館	RC	1	1,195	2014	H26	10
小竹小学校	校舎1	1-1,3,4,5	小学校	校舎	RC	3	3,660	1980	S55	44
小竹小学校	給食室	1-2	小学校	給食室	RC	1	282	1980	S55	44
小竹小学校	体育館	2	小学校	体育館	RC	2	851	1980	S55	44
小竹小学校	校舎2	6-1	小学校	校舎	RC	3	624	1983	S58	41
小竹小学校	学童保育所	6-2	小学校	校舎	RC	1	157	1983	S58	41
小竹小学校	校舎3	8	小学校	校舎	RC	3	839	1984	S59	40
間野台小学校	校舎1	1-1,3	小学校	校舎	RC	3	3,647	1980	S55	44
間野台小学校	給食室	1-2	小学校	給食室	RC	1	282	1980	S55	44
間野台小学校	体育館	2	小学校	体育館	RC	2	977	1981	S56	43
間野台小学校	校舎3	8	小学校	校舎	RC	3	936	1985	S60	39
王子台小学校	校舎1	1-1,2	小学校	校舎	RC	3	4,325	1983	S58	41
王子台小学校	給食室	1-3	小学校	給食室	RC	1	308	1983	S58	41
王子台小学校	校舎2	1-4	小学校	校舎	RC	3	290	1986	S61	38
王子台小学校	学童保育所	1-5	小学校	校舎	RC	1	66	1983	S58	41
王子台小学校	体育館	4-1,2	小学校	体育館	RC	2	1,142	1984	S59	40
青菅小学校	校舎1	1-1,2,4	小学校	校舎	RC	3	3,811	1985	S60	39
青菅小学校	給食室	1-3	小学校	給食室	RC	1	264	1985	S60	39
青菅小学校	校舎2	1-5	小学校	校舎	RC	3	840	1990	H2	34
青菅小学校	体育館	2-1,2,3	小学校	体育館	RC	2	1,169	1985	S60	39
青菅小学校	学童保育所	2-4	小学校	体育館	RC	2	86	1985	S60	39

施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数 地上	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
			中 分 類	棟 の 区 分 用 途				西 暦	和 暦	
寺崎小学校	校舎1	1-1,2	小学校	校舎	RC	3	3,910	1986	S61	38
寺崎小学校	給食室	1-3	小学校	給食室	RC	1	268	1986	S61	38
寺崎小学校	校舎2	1-4	小学校	校舎	RC	3	808	1989	H元	35
寺崎小学校	学童保育所	1-6	小学校	校舎	RC	1	101	1989	H元	35
寺崎小学校	体育館	4-1,2	小学校	体育館	RC	2	1,055	1987	S62	37
寺崎小学校	学童保育所	4-3	小学校	体育館	RC	2	110	1987	S62	37
山王小学校	校舎1	1-1	小学校	校舎	RC	3	4,239	1988	S63	36
山王小学校	学童保育所	1-2	小学校	校舎	RC	1	141	1988	S63	36
山王小学校	体育館	2-1,2,3	小学校	体育館	RC	2	1,370	1988	S63	36
山王小学校	校舎2	5-1	小学校	校舎	RC	2	902	1991	H3	33
山王小学校	給食室	5-2	小学校	給食室	RC	1	299	1991	H3	33
染井野小学校	校舎1	1.2-1,3	小学校	校舎	RC	3	4,228	1998	H10	26
染井野小学校	学童保育所	2-4	小学校	校舎	RC	1	91	1998	H10	26
染井野小学校	給食室	2-2.3-4	小学校	給食室	RC	1	498	1998	H10	26
染井野小学校	体育館	3-1,2,3	小学校	体育館	RC	2	1,577	1998	H10	26
白銀小学校	給食室	1-1	小学校	給食室	RC	1	294	2003	H15	21
白銀小学校	校舎1	1-2	小学校	校舎	RC	3	3,569	2003	H15	21
白銀小学校	体育館	2-1,2	小学校	体育館	RC	1	1,182	2003	H15	21
白銀小学校	学童保育所	2-3	小学校	体育館	RC	1	73	2003	H15	21
佐倉中学校	給食室	29	中学校	給食室	RC	1	406	1994	H6	30
佐倉中学校	体育館	31-1,2,3,4,5	中学校	体育館	RC	2	2,861	1997	H9	27
佐倉中学校	校舎1	34.35.36	中学校	校舎	RC	4	5,974	2009	H21	15
志津中学校	校舎1	1-1,2,3	中学校	校舎	RC	3	3,046	1962	S37	62
志津中学校	校舎2	18-1	中学校	校舎	RC	3	1,512	1977	S52	47
志津中学校	校舎3	20	中学校	校舎	RC	3	1,574	1979	S54	45
志津中学校	給食室	24	中学校	給食室	RC	1	344	1992	H4	32
志津中学校	体育館	26-1,2	中学校	体育館	RC	2	1,797	2010	H22	14
上志津中学校	校舎1	1,20	中学校	校舎	RC	4	2,470	1972	S47	52
上志津中学校	校舎2	10-1,2	中学校	校舎	RC	4	1,753	1978	S53	46
上志津中学校	給食室	16	中学校	給食室	RC	1	348	1992	H4	32
上志津中学校	体育館	17-1,2,3.18	中学校	体育館	RC	2	2,123	2005	H17	19
南部中学校	校舎1	12-1,2	中学校	校舎	RC	3	2,263	1981	S56	43
南部中学校	給食室	20	中学校	給食室	RC	1	349	1993	H5	31
南部中学校	体育館	22-1,2,3	中学校	体育館	RC	3	2,383	2000	H12	24
南部中学校	校舎2	24-1,2	中学校	校舎	RC	2	1,475	2015	H27	9
臼井中学校	校舎1	1-1,2	中学校	校舎	RC	4	4,333	1976	S51	48
臼井中学校	体育館	6	中学校	体育館	RC	2	990	1976	S51	48
臼井中学校	校舎2	10	中学校	校舎	RC	4	1,985	1980	S55	44
臼井中学校	給食室	15-1	中学校	給食室	RC	1	367	1993	H5	31
臼井中学校	校舎(配膳室)	15-2	中学校	校舎	RC	4	169	1993	H5	31

施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数 地上	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
			中 分 類	棟 区 分 用途				西 暦	和 暦	
井野中学校	校舎1	1-1,2,3.2-1	中学校	校舎	RC	4	5,198	1981	S56	43
井野中学校	校舎2	2-2	中学校	校舎	RC	4	705	1987	S62	37
井野中学校	体育館	3	中学校	体育館	RC	2	1,553	1982	S57	42
井野中学校	給食室	10-1	中学校	給食室	RC	1	369	1992	H4	32
井野中学校	校舎（配膳室）	10-2	中学校	校舎	RC	4	96	1992	H4	32
佐倉東中学校	校舎1	1-1,2	中学校	校舎	RC	4	6,079	1986	S61	38
佐倉東中学校	体育館	3-1,2,3	中学校	体育館	RC	2	1,579	1987	S62	37
佐倉東中学校	給食室	7-1,2	中学校	給食室	RC	4	457	1993	H5	31
臼井西中学校	校舎1	1-1,2,3	中学校	校舎	RC	3	6,025	1987	S62	37
臼井西中学校	体育館	5-1,2	中学校	体育館	RC	2	1,619	1987	S62	37
臼井西中学校	給食室	8-1	中学校	給食室	RC	1	340	1993	H5	31
臼井西中学校	校舎（配膳室）	8-2	中学校	校舎	RC	3	74	1993	H5	31
西志津中学校	校舎1	1-1,2	中学校	校舎	RC	3	5,814	1987	S62	37
西志津中学校	体育館	2-1,2,3	中学校	体育館	RC	2	1,491	1987	S62	37
西志津中学校	給食室	9	中学校	給食室	RC	1	369	1993	H5	31
臼井南中学校	校舎1	1-1,2	中学校	校舎	RC	3	5,540	1994	H6	30
臼井南中学校	体育館	2-1,2,4,5,6	中学校	体育館	RC	3	2,689	1994	H6	30
臼井南中学校	給食室	1-3.2-3	中学校	給食室	RC	1	382	1994	H6	30
根郷中学校	給食室	1.2-1	中学校	給食室	RC	1	389	1996	H8	28
根郷中学校	校舎1	2-2.3.4	中学校	校舎	RC	3	5,531	1996	H8	28
根郷中学校	体育館	5.6-1,2,3,4,5	中学校	体育館	RC	2	2,369	1996	H8	28
佐倉幼稚園	園舎	6	幼稚園	園舎	RC	2	1,489	1990	H2	34

【社会教育施設】

施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数 地上 (地階)	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数
			中 分 類	棟 区 分 用途				西 暦	和 暦	
中央公民館					RC	3	2,972	1975	S50	49
和田公民館					RC	2	565	1974	S49	50
弥富公民館					RC	2	1,123	2008	H20	16
根郷公民館					RC	2	1,748	1992	H4	32
志津公民館					RC	4	3,276	2015	H27	9
臼井公民館					RC	2(1)	1,106	1984	S59	40
佐倉図書館					RC	2(1)	3,761	2022	R4	2
佐倉南図書館					SRC	1	1,900	1999	H11	25
将門同和对策集会所					W一部S	1	166	1981	S56	43

別記 1

個人情報等取扱特記事項

(総則)

第1条 この個人情報等取扱特記事項（以下「特記事項」という。）は、この特記事項が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律、発注者の定める佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例及び佐倉市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報等の取扱いに関しこの特記事項を遵守しなければならない。

2 前項の「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報及び佐倉市情報セキュリティポリシーの適用範囲としている情報資産（ネットワーク及び情報システム（これらに関する設備及び電磁的記録媒体並びにこれらで取り扱う情報を含む。）並びに情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書その他の佐倉市文書管理規程第2条に規定する文書等をいう。）のうち機密性3及び機密性2に分類されるもの（秘密文書に相当する機密性を要する情報資産及び秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産をいう。）をいう。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事務の履行に支障をきたすことのないよう、遅滞なく事務を引き継ぐための手続きを定めなければならない。

3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」

という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者等に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第6条 受注者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第7条 受注者は、この契約による事務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、この契約による事務に関わる作業責任者等に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。この場合において、受注者は、発注者の求めがあった場合は、当該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、この契約による事務を第三者へ再委託(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)等の第三者に事務を委託することをいう。以下同じ。)してはならない。

- 2 受注者は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報等の収集の制限)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報等を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報等の管理)

第11条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報等を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報等を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の利用者、保管場所その他の個人情報等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (5) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報等を複製又は複写しないこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (10) 個人情報等の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等について、この契約による事務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第13条 受注者は、発注者と受注者との間の個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報等の預り証を提出しなければならない。

(個人情報等の返還等)

第14条 受注者は、この契約による事務の終了時に、この契約による事務において利用する個人情報

等について、速やかに返還又は引渡しをしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が特に指示した場合は、受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等について、発注者の指定した方法により、速やかに消去又は廃棄しなければならない。
- 3 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った個人情報等の名称、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理日時及び担当者名を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第15条 受注者は、発注者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第16条 発注者は、個人情報等の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第17条 受注者は、この契約による事務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者は、この契約による事務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
 - 4 前各項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後に個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合においても同様とする。

(契約解除)

第18条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者がこの特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。